

第三十三回 参議院大蔵委員会會議録第四号

(1011)

昭和三十四年十一月二十六日(木曜日)
午後二時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤 正人君
理事 上林 忠次君
山本 米治君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
岡崎 真一君
梶原 茂嘉君
太壽武太夫君
西川 誠五郎君
堀 末治君
椿 繁夫君
野溝 勝君
原島 宏治君

國務大臣

大蔵大臣 佐藤 榮作君

政府委員

大蔵政務次官 前田佳都男君
大蔵省主税局長 原 純夫君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 石田 吉男君

説明員

日本専売公 社副總裁 石田 吉男君

○本日の會議に付した案件
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(第三十二回国会継続)(内閣提出、衆議院送付)

○租税及び金融等に関する調査の件
(専断事業等に関する件)

○委員長(加藤正人君) ただいまから
委員會を開きます。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○委員長退席、理事山本米治君着席

○平林剛君 ただいま議題となつておる法律について、今日までいろいろと質問を繰り返して参つたのであります。公価制度が廃止される場合に備えて、酒類の新しい価格制度を設けようとして、この内容については、酒税の確保とか、あるいは業界の安定に對する配慮が加えられながら、今後の酒類行政に前進的の改革を試みては、さういふことにつきましても、ほ

ぼ理解することができたのであります。しかし、この法律がほぼ恒久的の酒税に對する法律であるいは酒類行政の憲法的存在という説明を加えながら、消費者に對する配慮、消費者に對する保護という面で欠けているのではないかと、これが現在まで審議をしてきた中で私も感じていた点であります。今日、国民が一番強く要望しておるの

は、少しでも安くてもうまい酒が飲みたい。ところが、政府の方は、酒税の確保あるいは財源増出という点で、ときどき酒税の引き上げを逆にならほら

せるという現状であります。この法律自体におきましても、公価制度が廃止されることによつて酒が安くなるということを期待している国民も、中にはあるわけでありまして、ところが、法律にはこの配慮がないわけでありまして、新しい価格制度のもとで消費者はど

ういふように保護されるのかというのが私どもの疑問でありまして、この点について大蔵大臣の考え方を聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。ただいま御意見をまじえての御尋ねであつたと思ひますが、全く私

も同様の感を持つものであります。やはり酒がよい品物だ、また値段が安く売られるようになりましますなら、これに持つていくものがだんだん減つて参りまして、酒、たばこ、米、さういふものがございまして、その中でも特に非常に税が価格を決定する場合に大きな条件である酒の場合ですが、公価を作つておきますと、どうもさういふ意味で

は、いい品物を売らすという点において、ときに欠けるところがあつたのではないかと、御承知のように、だんだん酒の醸造量もふえて参りました。だんだんふえて参りますと、醸造家の方にしましても、いい酒をサービスするというこ

とにならないと、これはやはり酒の消費が思うように伸びるわけはないと思ひます。そこで、今回におきまして

も、税を直接いじる考え方はございせんが、この取り扱ひ上の問題で、小売

りの実際にも合ふようにしたらどうか。現在のところ公価がそのままだん

と維持されておると必ずしも見ないし、さういたしますと、ある程度の販

売上においての動きというが、相當の幅があるようです。それに順次合

ていく、これが望ましいだらう。そこで、マル公を廃止して酒の量もふや

めていく。同時にまた、最高と最低をきめることによつて消費者の利益も確保

できはしないか、さういふ点は考え方

をいたしておきます。

そこで、いわゆる審議會等を設けま

して、審議會の中にはつきり醸造家、あるいは小売業者、さらに消費者代

表、さういふものを入れて、十分値

段のあり方を聞くことが望ましいのじやないか、さういふ意見を私ども

今日まで耳にしております。そこで、私どもも、この消費者の利益というものを、ただいま申し上げるような抽象的な方法でなしに、何か具体的に反映するような方法はないか、これは

一つの工夫の点じやないか、これは、この法律を提案いたしました際も、その点には少し工夫をいたしたつもり

であります。ただ、あるいはさういふような意見を徴する機関なら思ひ切つて法律でできた方がいいじやないかと

いうような御意見があらうかと思ひますが、私どもは、この扱ひ方といたし

まして、利害ときに相反するそれぞれの団体のものが、法律に定められるよ

うな非常にかたい協議会というよう

な形、あるいは審議會というよう

な形、あるいは審議會というよう

な形、あるいは審議會というよう

な形、あるいは審議會というよう

な形、あるいは審議會というよう

な形、あるいは審議會というよう

な形、あるいは審議會というよう

とりますと、實際問題として適當な方法、適當なところへ値段を持つていくことが困難じやないだらうか、さういふことも考えまして、十分消費者の意見も徴し、醸造家や小売業者の意見も徴し得るような方法、もつとやわらかい形において各般の意見を聴取する、さういふことがむしろ實際に合は

ないだらうか、さういふように実は考えておるのでございまして。さういふ意味から、本法制定の際における各界の意見を徴する方法、これを一応工夫いたしておる次第でございまして。

で、大蔵省は、歳入確保の面から、何でも税を中心にして考えておるのではないかといふような、あるいはさういふような見方をされやすいところでございまして、酒に關しましては、ただいま申し上げますように、やはり醸造家、小売業者、特に大衆消費者、それらの利益も考え、また、同時に國の歳入も確保する、さういふ観点に立つて、さうしてその適正な価格をきめていく、さういふことにいたしたいものだ、さういふことを考えております。

○平林剛君 私が尋ねんとすることを先回りして答弁をせられましたが、今お述べになつたように、消費者の立場からこの法律をながめると、基準販売価格を算定する場合であるとか、あるいは酒類の標準的原価、適正の利潤などについて審議をする場所が必要になつてくると思ひます。その場所

で適正な価格算定に参与することができ

る、あるいは酒類行政全般について意

を

を

を

を

を

を

を

見を述べる機会がある、そうしてその公正を期すべきだというのは、当然の主張だと思う。ところが、釈明はありましたけれども、この法律自体にその点が抜けている。また、別の機関としては、法律案の性格の中にどうも官僚制の色が濃いのではないかという見方もあるのです。今、やわらかい形、あるいはあまりかたくなくないような機関だということで考えられておるようでありすが、新しい価格の決定にあたって、消費者初め関係者を全く含めないで、ただ意見を聞くというだけで行なうということは、官僚制と批判も受ける結果になるのではないかと。私は、この欠陥と批判をなくするために、審議会を設けるべきだということを中心としてきたのであります。この点に關して、先般野澤委員が政府に對して説明を求めましたところが、実行上何らかの形で審議会を設ける、こういう言明をなさつたのであります。大蔵大臣も今その趣旨のことを言われましたが、実行上何らかの形で審議会を設けるといふことについては、大臣も一つ確認をしてもらいたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) お話の趣旨、私よく理解もし、私も実は賛成でございます。非常に積極的な話、あるいは事務当局でしておらないかと思ひますが、まあ今回も相当増石するの、全部が安くというわけにもなかなかいかぬだろうが、少し酒が安くなるような措置をせよとてほしいということ、実は私自身が事務当局に言つておる次第であります。

そこで、ただいまの、消費者の意見その他を十分取り上げる方法がないか。——具体的な方法といたしまして事務当局で考えておりますのは、酒類行政懇談会、こういうものを考える。大体二十五人ないし三十人ぐらいのメンバーでございまして、その中に学識経験者、これを相当多数入れて、その中にただいま言われるような消費者の代表であるとか、各方面の者を入れることは当然であるというようなことを実は考えております。定員は三十人以上、その中に……。なお、詳しくは事務局から説明させます。

○政府委員(原純夫君) 補足して申し上げます。現在、酒類行政懇談会というのを待ちまして、酒に關しまする行政上の重要な問題点について、いろいろ時に應じて意見を聴取しておりますが、この構成三十人のメンバーで、行政機関の職員も入っておりますが、学識経験者として外部の方がそのの半分以下、六割くらい入っております。そのうち、業界ももちろん入っております。業界が半分、その他の学識経験者が半分というふうなことになるのであります。業界以外の学識経験者といつたしましては、大学の教授、財政系統の教授、あるいは新聞、言論界の

方々、あるいは財政面における權威者というふうなものをもつて構成しております。なお、このお話の筋であります消費者擁護という立場から、このメンバーを差しかえといひますか、そのように調整する必要があるだろうというふうなことを考えておる次第であります。

○平林剛君 今回の法律案をまとめるときにも、たしか酒類行政懇談会というものを開いて意見を聞かれておるような資料がございまして。政府としてはお考えのように見えますけれども、私どもの希望している点をこれが満足するかどうかという点が、むしろ問題なのであります。そこでは、ただいまお話がございせんでしたが、どういふ範囲にまでその審議の幅があるのか。それから、そこで審議されたものに對して政府はどの程度權威を持たせ、これを尊重する考えでいるのかという点が明らかであります。同時に、従来酒類審議会というものがあつたように聞いておるのであります。この酒類審議会で、いろいろお話を聞いた今までの運営状況から見ると、ただお茶飲み会に終わつておるといふ、そういう程度に終わつておるといふ話を聞いておるのであります。そして、その審議の幅も極端に狭められておまして、ほんとうに國民が期待しておること、あるいは酒類行政の中で欠陥とされて今後解決されるべき問題について、あまり発言権がない、こういう運営のよう聞いておる。だから、今お話しした酒類行政懇談会もその二の舞であるいはそれに準ずるものであるならば、それは意味をなさない、私はそう思ふのであります。そこで、今尋ねました点につ

いて、もう一度明らかにしていただきたい。

○政府委員(原純夫君) お答え申し上げます。酒類行政懇談会は、ただいま申しましたような実態上いろいろな問題についての意見を聞く、いわば氣楽にフリー・トークの形でやる場合が多いのであります。酒類審議会というものは酒税法に根拠を持しまして、酒税法並びに組合法によつてその権限に含められた事項について調査審議をさせるために、この審議会を置くということになっております。その事項としましては、酒類の類別の査定あるいは規制命令を出す。団体法で協定価格あるいは数量協定をやるというものが、なかなかまとまらないで業界が乱れておるといふような場合に勧告を出して、勧告でもだめならば規制命令を出すというふうなことがございまして、これらの場合に審議をしておるといふのが実情でございまして。お話しした酒類行政懇談会においては、酒類行政に關する事項、あるいは酒に關する重要な事項について幅広く諮れという御趣旨は、まことにこともつともな御趣旨でございまして、私も、今後運用の際、十分そういう氣持で注意をいたして参りたい、かように思つております。

ただ、この酒類審議会は法律上権限事項といふのをきめてあるような次第でありますので、価格の決定に際しましては、それについての諮問は、別途、事実上臨時というふうな形でおこなうのであります。酒類行政に關するものではないかといふふうに考えておる次第でございまして。

○平林剛君 今、政府が考えられてお

る酒類行政懇談会というところでは、基準価格の決定、あるいは酒類行政全般にわたつて現在解決を迫られておる問題について検討することが出来る。そして、その審議会で協議して結論を得たものについては、相當の權威を持たせて、政府もこれを尊重していくという建前をとる、そういうものであると理解してよろしいですか。

○政府委員(原純夫君) けつこうでございます。ただ、一言お断わりしておきたいのは、酒の価格そのものをこの懇談会で決定してはならぬ、ないしこの懇談会の結論によつて政府がそれに從つてやるということとは、必ずしも適當でないと思つております。この製造者、卸売業者、小売業者、あるいは消費者がこの場で、さあ幾らに下げろ、幾らに上げろといふこととでは、幾らに下げろといふこととでは、これはおそろしく收拾のこととあつては、これはおそろしく收拾のつかないことになる。ここにおいては、價格の構成に關する諸元についてはあらゆる角度から意見を出して貰う、資料を出して貰う、同時に議論をして貰う、そして構成の方式、筋道について議論して貰う。もちろん、價格のレベルについても意見は出るだろう。しかし、政府はこういうふうな形に出して、ここできめて貰うというのはいかがかと思ひます。ただいま申し上げましたような決定の諸元、並びにその諸元を組み合わせて積んで参る方式、そういうふうなものについて十分意見を出して貰つて、それに基づいて政府がその責任で價格の決定をやるというふうな持つていきたいと思つております。それらの諸元ないし方式等について出てきます意見に

つては、十分政府としてはこの意見を尊重してやつて参るという気持でおります。

○平林剛君 政府の考えは大体わかりましたけれども、問題は、この酒類の標準的原価あるいは適正な利潤、これから価格というものはいかにあるべきものかという問題等については、正確な資料とか判断をつかみ得る人が、ただ大蔵省の担当の人たちに限られてくる。そういう結果に終るのです。私はこの法律の第二の疑問として感じておりますのは、今後一体、それでは酒類の価格の値下げというようなことをどういうときに期待されるのかという点を心配いたしておる。ただいま指摘したような、審議会において相当専門的に審議して公正を期する、また正当な意見がここから出されて世論化していくというならば、それは別でありますけれども、そうでなくて、相変わらずお役人の人たちの手の中にさしかげんが握られてしまふことになりはしないか。

大蔵大臣にお尋ねをいたしたのですけれども、今日、酒の税金が不当に高率で、酒税の負担が国民大衆の生活を圧迫しておるといふのは常識になつております。そこで、安い酒を実現するためには、まず酒税の引き下げということが考えられなければならない。ところが、今日の政府の予算編成方針その他酒類行政を見ておきますと、なかなか酒税の引き下げということについて積極的な考えが多い。もう一つの方法としては、酒類業者の自然的な競争によつて、好ましい競争によつて値下がりさせる、これがあるわけでありまして、ところが、この法律

にありますように、酒税の保全とか業界の安定ということをお考えですと、一応公価制度を廃止しても、自然競争的な中で酒の価格を値下がりさせるということがチェックされてくるのではないかと。こうなつてくると、一般の国民は酒税の保全とか、あるいは業界の安定ということには縁のない人たちでありまして、税金の方もなかなか下がらない、自然競争によつて安くすることも今回の法律でチェックされ、コントロールされるということになると、一体どういうときに酒の値下がり、安い酒の方に向かつていくのか。ところが、いろいろな資料とか材料を持つてゐる人たち、あるいはそれを知ることができ

る場所があれば意見を表に出すことができませんけれども、お話のように、肝心のことにいふことは審議会では出さないうことになれば、これは相変わらずお役人の人たちの頭一つに握られておつて、どうも希望する方向に行かないといふことになるんじゃないかと思ふのであります。そこで、大蔵大臣は、酒を安くする方法についてどういう方法があるか、こういうことについてこの機会にお聞かせを願ひたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 税金というものがございまして、税金を割つてまでなかなか販売できるものでない。そういう意味では、税金が最低の一つの線でございます。ところで、今回の酒類法を提案いたしましたして、主たる重点をどこに置くか。相当自由競争が可能になるんじゃないか。で、自由競争による抜きのいろいろな経費の節減というものが、これがやはり、品質を向上さすといふことも一つの大きな競争の条件ですが、同時に、経費

を節約することによる価格の値下げといふもの、こういうものがやはり役立つてくるんじゃないか、かように私は考えております。

過去におきまして、びん代が非常に安くなつておる、それにもかかわらず、相変わらず高い容器代で価格をきめてゐる、こういうのは不適当じゃないか、こういうことで、税金はそのままでございますが、過去においても安くした例があると思ひます。私は、ひとり容器のように非常にはつきりしたものは、これはすぐそういうような意味で価格にこれを影響することが可能だと思ひますが、やはり抜きの業者自身の工夫によりましては、さらに私は経費を節約し得るんじゃないか。いわゆるマージンそのものが全部利益になかなかなつていない。このマージンのうちに相当の経費をみずから計上せざるを得ない。そういうところが自由競争の一つの妙味である、こういうふうに我々は思つておるわけでありまして、まあ今回相当幅のある抜きの方を許すのも、ただいま申し上げような点でございます。

で、税金そのものは、これはだんだん今後、国の財布の面から見まして、ときに安くできれば非常にけつてあります。しかし、今の状況で安くすると、あるいはまた特に高くすると、こういうようなことを申し上げる段階ではないので、しばらくこれはこのまま持続すると思つて、そして今申し上げような自由競争による経営の合理化というか、そういう点に値段が安くなる要素、これを見つけたら、そういう意味の指導を十分したいといふのが私の考え方でございます。

○平林剛君 この法律の成立によつてあるいは酒の値上がりというやうなことはない、大蔵大臣は保証されますか。それから、先般伝えられておりましたが、一部の酒においてはこの際増税をする、その結果価格が上がるというやうなことはございせんか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 今、酒の値段をきめておるのに、一番大きいのは税が一つ、もう一つは醸造米の価格と。今後の米価のあり方なり見通し等を立ててみますと、そういう意味の危険はこれがあるかも知れません。米価自身が、今のまま、あるいはもう少し安くすることができる状況ではないかと思ひます。これが一つの問題であります。

それから、大衆酒といひますか、そういう点においては、かねてから安くするように絶えず指導もし、私も政策の基本をそこに置いております。税そのものにしても、税率を安くしていくといふやうなことで、これは安くするように指導しておりますが、いわゆる特級酒あるいは非常な高級酒といふものについての抜きの方は、これは税を上げる考え方はたゞいま持つておられません、この方の価格そのものは、やはり品質で相当競争してもやむを得ないんじゃないかといふやうな感じを私は持つておるのであります。

うな意見もございまして、それもさることでございますが、特殊な階級に限られた消費だといふふうに考えますと、そういうふうな価格については別のことだろうと、こういうふうに考えられるわけでございます。ところが、問題は、特級、あるいは一級、二級といふやうな分け方をしておりますが、価格のきめ方いかんによつては、本来なら二級酒で扱ふものを一級に売るとか、あるいは、一級酒を特に税率

や何か安くして二級酒並みにするとか、こういうやうな不当競争——不当競争といふのは言い過ぎかわかりませんが、業界の価格構成を乱すやうなことはないやうに、やはりこの酒類行政懇談会等で十分自主的に話し合ふ面があるだろうと、かように私は思ひます。

大勢をいたしましては、全体とまで私は申しませんが、大衆消費の酒については、その価格構成について特に私どもは注意し、それが安くなる方向に指導すべきだと、また、その方向で努力をしていくといふ考えでございます。

○平林剛君 もう一度酒類行政審議会に戻りますが、これについてかなり輪郭がはつきりして、政府としてもそういうものを設けて運営をするといふのであれば、むしろ法律の中に加えた方がよかつたのではないかと。酒類行政について、かなり恒久的な法律として今回考へられておるのであるから、この中に法律化すべきでないかと、こう思ふのでありますけれども、これについてどういふ障害があり、そのために法律化せなかつたのか、私はちよつと疑問に感ずるのであります。何ら、これを法

律として消費者に安心を与えることにちゅうちすべき理由はないじやないかと、こう思うのであります。障害となつて理由を明らかにしてもらいたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほど申しましたように、法律で定めるといふこと、これはまあ大体各種委員会、政府が意見を徴するものは、なるべく法律によるといふ事、一つの委員会形式をきめておきますから、なるべくそれによることが望ましい。これは一般的には言えるかと思ひます。ただ、この種の、先ほど来お話し申し上げておりますこの懇談会の性格自身から申すと、これは、いわゆる法律で定めることは非常にかたい感じがするのではないか。それよりもむしろ、もつと自由闊達な意見が交換され、また本来そこできめるといふ筋のものではない方が望ましいのじやないか、こういふのが、先ほど来申し上げておりますように、これを法律によらない一つの懇談会にしよう、また委員の任期をちゃんと定めることはむしろ適當でないだらう、そのつど必要な各方面の人にやりおいでをいただいて意見を徴するといふ、そういう方向の方が望ましいのじやないかといふのが、私どもの考え方でございます。

○平林剛君 今お話しの中から、理由を私が頭の中で消化すると、自由闊達な意見を述べるために法律化しない、かたい感じでない方がいいと。法律化したところ、この問題についてはどうのみち同じことだと思ふ。法律で書かれれば自由闊達な意見が出されなくてしまふといふことはないのであります。これは理由にならない。それか

ら、委員をきめることが適當でない、こう言われまふけれども、そのつど都合のいい委員を選ぶといふことの方がいいのか、それとも、やはり専門の者がいろいろの正確な判断をして適正な結論を出す、常に国民的立場を離れないで責任をとつてもらふといふ方がいいのかといふことになれば、大蔵大臣の言われた理由もまた薄弱になるので、どうも私は納得がいかないのですけれども、まだほかに理由があるんじゃないやせんか。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは別にそうむずかしい理屈はないわけではあります。先ほども申し上げた、法律できめまふ以上、何か權威を持たしてあげないと、法律でせつかつきまつてゐるのにといふ感じがきつとあるだらう、逆に申すとそういう感じがする。また、委員等も、やはり任期がきまつておるよりも、任期のない委員の方が問題を解決するのにふさわしいのじやないか。それはそういう御議論もあると思ひますが、ただそうなつてくると、せつかつき法律できめられて書いてある、どうもはつきりせぬじやないかといふようなお話しも出てきまふじやないか。そういうふうなことを、むしろ法律でない方が柔軟性があつて、實際に適しはしないかといふ考え方でございます。

○平林剛君 政府の方はそれで都合がいいかもしれないけれども、やはり国民の立場から見ますと、物事ははつきりした場所できめるといふ方が明朗です。今のお話しで、これは失言だと思ふけれども、法律にすると權威を持たせなきやならぬからと言われました。法律でないとすると權威がないことに、

逆説としてなるわけで、先ほどのお話と違ひ。先ほどは、法律にきめるものではないけれども、その意見は尊重すると、こうお述べになつた。ところが、今の理由では、あべこべのことを言われておるので、これは多分失言だらうと思ひますけれども、あとあとのために、この点は訂正しておいてもらいたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) まあ權威といふ言葉は、これは私は不適當な使ひ方です。むしろ、何か一つの權威をはつきり与えられないと、法律で書いた場合に非常に不明確だらう、こういう意味です。私は、懇談会自身の答申を無視するといふ気持はございません。ございませぬが、この懇談会は、懇談会の一つの運営規則を當然作りますが、そういう意味で考えられることが望ましいだらう、こういう意味でございませぬが、もし誤解がありましたら、私はいささよく取り消します。御了承いただきたいと思ひます。

○平林剛君 私は、消費者の立場から考へて、やはり公正に、また全般の理解を得て、表向き酒類行政審議会を設ける方が、この際適切だといふ意見を持つておるのでありますけれども、ただいままでの大蔵大臣のお話では、この点については理解できません。他に質問があると思ひますから、一応この点だけを申し上げて、質問を譲ることにします。

○野瀧勝君 一つ、大臣のお話で伺ひたいのですが、この間大臣はお見えにならぬでしたが、主税局長さんと私質問をしたのですが、そのときには、今お話しした審議会の設置ですね、製造者、販売業者、消費者、それ

ら各関係者を入れて審議会を作つて、明るくしてやつた方がいいじやないかと、こういう意見を出したのです。それは、製造業者と卸小売間のマージンで異見があるわけなんです。それにまた、消費者は消費者で意見がある。政府のねらいとしては、税増収を目的とした点もあるだらう。表面の理由では、質を改善して消費者に飲みやすくするといつてゐるが、ねらいは自然増収が多くなる。まあそれはいいとして、関係者の納得のいくような機関を一つ設けてやつたらどうか、こういう質問をしたのです。主税局長は、ごもつともなことでございませぬ。まあ審議会といふ名を使ふかどうかは別だが、その御趣旨の点についてはその通りにいたしたいと思ひますと、こう言ふのです。

てみないとわからないのですが、おそらく過去の経験等から見ても、なかなか醸造家の団体、あるいは小売りの団体、これらの意見はなかなか一致するものじゃないのでございます。そういうことを考えて参りますと、またさらに消費者が入っていき、そして消費者の立場においていろいろなお話しが出てくるので、なかなか意見が一致しにくいだろう。そういう点を、やっぱり中性的な政府機関が三者の意見を十分伺いまして、そして大衆負担を軽減していき、大衆に喜ばれるようなもの、それを勧めるような事態を作ることが三者ともしあわせなんだ、こういうところへ持っていきたいという気持ちで、まず最初は懇談会式なものでスタートして参る、そしてその結果を十分見ていく、これが望ましいのではないだろうかというわけでござい

ます。この点では皆さんの御意見を十分拝承いたしました結果、在来の考え方に数歩進んできた、こういうふうに私は考えておるのでございまして、今の野澤さんの御意見、私はしごくもつともなように思います。ただ、しかし一方に偏してはなかなか困る問題でありまして、中小企業の立場から小売業者の立場ばかりを考へる。あるいは、醸造家の立場だけで物事を考へるとか、あるいは消費者の立場だけで考へるといふわけにはいかない、こういうふうに実は考へておる次第であります。

○野澤勝君 大臣には私の意見がよくのみに込んでいただけたかと思ひますが、必ずしも私は、今の、価格を決定するための審議会と、そこまでいかなくても、一歩進歩してもいいと思ひ

のです。というのは、先ほど公正な意見を聞くということなんです。だから、製造業者、販賣業者、消費者、それぞれ立場の意見を聞く。そして最後のには、公正な意見によって大蔵当局が妥当な案を出すということにしたら、私の意見と大臣の見解と違わないのですから、この点わかつて下さると思ひますがね。これは無理のない意見だと思ひますが、この意味においてお答え願ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) 先ほど申しましたのは、私、率直な業界の姿を反映したつもりで申し上げております。おそれなく、皆様方も酒の業界の事情については十分御理解をいただいております。ことだろと思ひます。これはやはり、一方に偏しない形で物事を進めていく、で、今まずこれを作ることが、先ほど申すように非常に前進でございますが、

これをしばらくやつてみまして、しかる上に、さらに私も、この公価廃止後の事情につきましては、十分検討しなければならぬだろうと、かように考へますので、さらに御審議をいただく機会も出てくるのではないかと、そういうふうに譲らしてもらえないか、こういうふうに私も考へております。

○野澤勝君 大臣のいるところで何つておきますが、先ほど平林委員の述べられたことも私と同じことなんでございまして、実は先般の質疑の際に、主税局長の御答弁が、大体審議会を作るというふうに承知をしたものですから、その点少し意見の違いがあると思ひますが、実際、酒造界における

いわば大きな柱と申しましようか、憲法というよりなことを言われたんです。が、大体よりどこになつてゐるわけですか。そうすると、このよりどころがどこまでもよりどころとなつていくには、あらゆる関係者を網羅した機関を作つていくということが、最もこの法の精神を生かす大きなものだと思ひ思つておられます。そういう意味で先般来質疑をかわしたのですが、どうも審議会というものを作らうという印象を与えておいて、こういう懇談会で、お茶を濁すといつては失礼でございまして、

こういふ状態でございまして、全体がやはりうまくいくように大蔵省としては考へる。これは必ずしも大蔵省は、税だけ取ればいいじゃないか、そういう意味で醸造家はかり注意していると

絶対に考へておりません。これはマル公を廃止するその第一段階として、この程度考へる。そして必ずこれはいろいろ工夫を要する点があるだろう、さらにそういう際に皆さんの御意見に沿うように、私も工夫して参りたい、かように考へております。

○野澤勝君 最後にお聞きしておきたいのですが、局長の説明では酒類界の憲法だと言われますから、憲法になると、これはのつびきならぬように固定してしまふので、今、大臣の答弁によりましますと、マル公廃止という点において憲法的な意見も出たかもしらぬというふうなことで、永久これにこだわらぬということ、もし必要あれば改正する意図もわかりましたから、何となく肩の荷が軽くなったような感じがいたします。この際強い希望を申し述べて、その問題については私の質問はこれで打ち切りたいと思ひます。

次に、私申し上げたいことは、大臣は先ほどの御意見の中で、品質を改善していく、消費者に安くするように努力する。主税局長さん同一の意見だと思ひます。ところが、今回、清酒は四百万石作らせるわけですね。そうすると、米の増配を二十五万石するわけになる。そして、価格においては五百円引き下げて、業務用と同じにする。まことにけつこうなことだと思ひます。ところが、それが、審議会を設け運営をうまくやらないと、この間の調節をはかつて大衆に安くくまぐま飲ませるというが、それはなかなかうまくいかぬと思ひます。そこで、特に消費者に安く飲んでもいただくという意味において、何か具体的な構想があつたら、それを具体的に聞きたい、これが一つ。

この法律を大体憲法だといふ、そういう意味で非常に大きくとられると困りますが、憲法といふのは、おそらくマル公を廃止するといふことが画期的な考へ方なのだと、それでマル公を廃止してやつていくについて、私もいろいろ事情については工夫していかねければならぬ。いきなり今かたいものをこの際考へることは、ちよつと私も踏み切りかねる、こういう実情がございまして。しかし、小売を入れた、そして消費者を入れた、そして十分消費者の立場からの意見も取り入れていくような、そういう公正なものをとにかく考へていく。そしてこれを實施いたしまして、しかる上さらに御検討を願ひ。それが、ただいま野澤委員のお話の通り、私も、これは憲法だから万代不易というふうなことは

この法律を大体憲法だといふ、そういう意味で非常に大きくとられると困りますが、憲法といふのは、おそらくマル公を廃止するといふことが画期的な考へ方なのだと、それでマル公を廃止してやつていくについて、私もいろいろ事情については工夫していかねければならぬ。いきなり今かたいものをこの際考へることは、ちよつと私も踏み切りかねる、こういう実情がございまして。しかし、小売を入れた、そして消費者を入れた、そして十分消費者の立場からの意見も取り入れていくような、そういう公正なものをとにかく考へていく。そしてこれを實施いたしまして、しかる上さらに御検討を願ひ。それが、ただいま野澤委員のお話の通り、私も、これは憲法だから万代不易というふうなことは

この法律を大体憲法だといふ、そういう意味で非常に大きくとられると困りますが、憲法といふのは、おそらくマル公を廃止するといふことが画期的な考へ方なのだと、それでマル公を廃止してやつていくについて、私もいろいろ事情については工夫していかねければならぬ。いきなり今かたいものをこの際考へることは、ちよつと私も踏み切りかねる、こういう実情がございまして。しかし、小売を入れた、そして消費者を入れた、そして十分消費者の立場からの意見も取り入れていくような、そういう公正なものをとにかく考へていく。そしてこれを實施いたしまして、しかる上さらに御検討を願ひ。それが、ただいま野澤委員のお話の通り、私も、これは憲法だから万代不易というふうなことは

それから、品質改善ということになれば、これは酒類全般を通しての広範な意見の中で、米の増配の扱い方をどうしようとするのでございますか。業界間ではいろいろうわさされております。特に清酒の方では全部要求していると言われておる。また、新清酒、合成酒の方では、酒の不足のときに僕らがどんなにお役に立つたか、一つ考えてみて下さいという御意見も出ておる。雑酒も何か意見があるが、こんなほろい利益を得ているものは問題外である。大蔵省も、清酒と合成酒ばかりやかましく言つて、雑酒の名で抜け道のほろいもうけをしている方を捕提監督しないといふのだ。これは私の考えを織りまぜての質問でございますが、とにかくそういうような次第でございます。先ほど品質の改善は全酒類にわたつての御意見だと拝聴しております。この点に關しまして、懇談の間に話を進めて善処して、酒造界における円満なる解決を望むということを、主税局長は言われておるのでございますが、われわれも別にとにかく言うわけじゃございませんが、一つ大臣の考えている所見をこの際承つておけばよいと存するのでございます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 来年度のお酒を一体幾ら作るか、これはまあいろいろそれぞれの団体でそれぞれの心組みがあつて、いろいろのうわさが出てくることだと思ひます。大蔵当局としては、もう仕込みの時期も近づいておりますので、できるだけ早く決定したいと、かように実は考えておりますが、まだ數量を決定いたしておりません。

ただ、私どもの氣持といたしまして

は、最近の酒の伸び等から考え、また自由競争にするという意味から申せば、相當量が繰り越される程度がいいんじゃないか。今年などはあまり年度繰り越しがしないような状況でございますが、これは少し猶過ぎるだらう。やはりたくさん作ることが望ましいのじゃないか、こういう意味で増産を案は考えております。おそろく、業界自身から申せば、あまり増産には賛成をしないだらう、こういうふうにも思いますが、これは消費者の立場になるのか、あるいは國民に酒を飲ますつもりかといつて、おしかりを受けるかもしれない。でも、必要の方面から見れば、もう少しふやす方が望ましいのじゃないか。やはり醸造技術もよほど進んで参つておりますから、醸造技術の面でもいろいろ工夫が願えるのじゃないか、こういう点を私どもは、酒造法が成立後においてはそういうことを協会に期待いたしておるつもりであります。もとの石數をきめる。そして品質がよくならないことは、おそろく一番望ましいのは大衆酒と考へられるものの品質がよくないことが望ましいことだと思ひます。しかし、なかなかこの米の分配の量をこの際変へるといふことは困難なことじゃないか。私も、今回はそこまでは手をつけるつもりはございません。ただ、業界自身に、いろいろの事情で、その権利を貸したりいろいろやつておるようなものもございまして、そういうものは順次正常化していく方向に指導すべきじゃないか。また、地域的に見ても、それぞれその需給の關係が、場所によりまして非常に供給がちであつたり、あるいは需要の方が多かつたり、なか

なかその需給も全国万遍ではないようであります。これらの点も将来はだんだん工夫していかなきゃならぬことだらうと思ひますが、これなども今の業界の姿から見まして、簡単にほろい手のつかないことなので、まあ私もとしては、そういう点は今後の各界の円満なる話し合いによつて結論を出していただく、こういうことが望ましいので、それを行政官自身に先立つてこれらの点に触れるというのは、まだ今の段階では少し行き過ぎじゃないか、実はかように考えております。もうできるだけ早く、一体幾ら作るかといふことをきめなければなりません。が、まだきまつておりません。もう、しかし、予算も済んだ今日でございますから、早速に私どももきめたい、かように事務當局を今頼んで、所要の數字をきめさせておる最中でありまして。○野澤勝君 大臣、答弁は求めないのですが、よく聞いてもらいたい。業界に意見が二つも三つも出ているわけですが、この現実をどうするか。私は、業界に干渉するといふことは反対です。しかし、行政庁でございまして、業界の紛争に対しては調節努力は払わなければならぬと思ひます。ことに間接税の対象となつてゐる業界に対しては、行政指導をなすべきであります。だから、参考案くらいは示して、調節をはかるように努力されることは必要だと思ひますから、その点は十分御留意願つておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま言われる通り、私も、まず業界で話し合ふこと、そしてその意味においては私どももできるだけのあつせんをする、こういう氣持でおります。

○天坊裕彦君 先ほどからの話の続き。また酒が出るように指導する。――まことにけつこうなことだと思ひますが、ところが、あまりそれが安くなり過ぎると、一方では業界の安定、あるいは酒税の關係でそれをストップさせる。あるいは命令を出していろいろ攪乱者に対する制裁もあるわけですが、それがこの法律の四十二条か八十二条かにきめてあるわけですが、その中の、結局基準価格を著しく下回る値段、価格といふもののつかまへ方で、せつかくねらわれた安い値段が安くないかもしれないといふ問題がある。この問題に対して、業界として、とにかく著しく下回る値段かどうかといふことについては、著しくなくとも、傾向としてなるべくこれ以上下がらぬようにといふ空氣の出でくることもやむを得ないと思ひます。それが、しかし、政府が、これ以上攪乱するやうな格好になつては困る、これこそ著しく下回る値段であるといふふうにと認定される場合の心がまえを、どういふところに置いてお考えになるか。結局、著しく下回る等の事態が生じたといふことを、や、具体的にいつたら、どういふふうにお考えになつてゐるか。どうか。私は、相當下回つてゐる――まあこれはほかの条件もろろんありますけれども、相當の程度ではないかぬので、著しく下回つた場合にこれが出るのじゃないかと、こう思ふのですが、その命令を出しになる場合の下回るといふ問題の解釈を、どういふ心がまえでおられるか、一つお聞かせ願ひたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 基準価格をきめずには、ある程度の利潤を見ることが、まあ適正利潤といふ言葉を使つてゐるが、しかし、この適正利潤を切つたからといつて、これは直ちに著しく安くなつたとは言へぬでしょうが、しかし、全然利潤も見えないような価格になつたら、まあそれはやはり著しく安い値段だ、こういうことだらうと思ひます。本来、商売をしてゐるのですから、利潤があるのは當然でしうし、利潤が多いか少ないかは別の問題ですから、利潤を切つていふのはこれは困るだらうといふふうに考えております。

○天坊裕彦君 まあそれはむずかしい問題ですが、先ほどからいろいろ消費者の利益といふ問題が出てゐる際でありますから、これはどこかでそれをつかまえておかなければいかぬので、その点は十分御善処あらんことを希望いたします。

○委員長(加藤正人君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(加藤正人君) 速記をつけ。

○委員長(加藤正人君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見のある方は、討論中にお述べを願ひます。

○天坊裕彦君 私は、ただいま問題になつております酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法

律案に對しまして、次の修正をいたしまして賛成をするものであります。

修正案につきましては、ただいまお手元へ配付いたしましたので、これは朗読を省略させていただきますが、若干その趣旨について御説明申し上げますと、本改正案によりまして、物価統制令による公定価格制度廃止の現に、酒類の価格は基準価格を中心に自由競争が行なわれる結果、販賣競争が正常な程度を越え、経営の不健全、酒税の納付が困難となるような事態の際には、業界は大蔵大臣の認可を得て協定価格を定めることとなるのであります。しかし、組合員の中には、組合の統制に服さず協定価格を守らない者が生ずるおそれもありますので、組合の力を補つて、大蔵大臣が当該組合員に對し協定価格を守るよう勧告することによつて、最低価格を維持し、業界の安定と酒税の保全をはかりとするものであります。

どうぞ皆さんの御賛成をお願いいたします。

○委員長(加藤正人君) 他に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。

これより、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案の採決に入ります。

まず、討論中にありました天坊君提出の修正案を問題に供します。天坊君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤正人君) 全会一致でございます。よつて、天坊君提出の修正案は可決されました。

次に、この可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤正人君) 全会一致でございます。よつて、本案は全会一致をもつて修正すべきものと議決せられました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤正人君) 異議ないものと認めます。よつて、さう決定いたします。

○委員長(加藤正人君) 次に、専売事業に関する件を議題といたします。

御質疑のある方は御発言をお願いします。

○平林剛君 この際、大蔵大臣にお尋ねいたしたいことは、先般来たばこの価格を引き上げようというお話がございまして、政府、特に大蔵大臣もこれは一案だと述べられたことが新聞に報ぜられてから、かなり世論におきましても政府の考え方はおかしいという声が高まったことは御承知の通りであります。その直後、私は政府の考え方を聞きたいと思つておりましたが、きょうまで機会を得られませんでした。たばこの値上げですから、いつの間にか消えたやうでありますけれども、現在大蔵大臣あるいは政府としては、たばこの値段を引き上げるといふようなことはせ

ないと私は理解をしておるのであります。が、さういふ確認をしてよろしいかどうか。

それから、大蔵大臣は特に、財源に苦勞されておるといふと、たばこの値上げをするといふやうな問題のときに、軽率にこれも一案だなどといふことをあまり言わないでほしい。私は、たばこの価格というものは、従来の経験から見ると、やはりもろい屋はもろい屋で、専売公社というものがあつたわけですから、専門的にこれらの全般行政をあずかつておつて、商品としてどういふやうに売れるかという問題については、価格の面でも相当考慮すべき点がある。これは経験から生まれてきておるので、十分これらの点を相談をして、これも一案だといふ発言をしてもらいたい。その点について、大蔵大臣、あの一案というのはどういう意味で一案だか。ただこれは、たばこの値上げをしてもうけようなんというの

はだれでも考えることで、これは失礼な言い方かもしれませんが、全般的な情勢を御存じなくしてお話になる。現に、それも一案だと大蔵大臣がおつしやるからには、相当な根拠があると思う。おそらく今日ではこういうことははないと思ひますけれども、一応私はその点、苦言を呈して、政府の考え方をこの機会にはつきり確認をしておきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) さすがに、平林さん、前歴からも、非常に適切な御高見を拝承いたしました次第で、私、大へんありがたく存じます。

ところで、ただいまお話がございましたが、たばこの話だから煙になつたのじゃないかというお話でございますが、全くどんなところでどんな話が出てくるか、実はわからないものでございまして、大蔵大臣としては、非常な不用意な発言というおしかりを受ける筋かもわかりませんが、治山治水に

ついでの特例会計論をめぐつて、いろいろな議論が与党内にございまして、その与党内の一つの意見の表れでございまして、これはいづゆる政調会で決定したとか、あるいは総務会で決定したとか、さういふものでなしに、二、三の人がさういふ話をしておる、さういふところで、一体どうだといふ話が出たという程度のものでございまして、それを、たまたま私も閣議の後に記者会見をして、いろいろのときに、さういふ話を記者諸君から聞かれる。それに、あえてそれはできないとか、それはだめだとか、こつこつと発言をしながら、こつこつと誤解を受けるものになつております。だから、もちろん事務柄の性質から見まして、専売公社をして十分検討させなければ、よし値段を上げるにいたしましたとしても、たばこの値段は、私が申すまでもなく、各品種によつて一応の価格に均衡がとれておるのですから、その中の一つ、二つを上げて、それでたばこの売り上げを維持できるものじゃない。過去においても苦しい経験があるのでござい

ます。それくらいは私も承知はいたしております。ただいま申し上げますように、非常に偶然といふますか、軽率な思慮のない発言があつた問題を引き起こしたと、かゝるに御了承いただきたいと思ひます。ただいまは、さう言つては非常に不まじめなやうなおしかりもあるかもしれませんが、ただいま

は煙のごとく消えております。その点だけはつきり申し上げておきます。

また、今お話のありましたやうに、あるいはたばこに限らず一部増税論なども出ておりますが、これも、さういふ議論はございまして、増税や、また特殊な消費物資、ことに税金が価格を決定しておるやうなものについて価格をいじるやうなことはよくよくの場合でない限りやるべきでないこと、これは私もよく承知いたしておりますから、さういふ御了承いただきたいと思ひます。

○平林剛君 たばこの価格の問題については承知いたしました。私は、かねがね持論として、たばこのやうな品物、これは、税も含まれておりますけれども、一面から見ると、商品であります。こつこつとものを取り扱う値段については、政策的なものだとか政治的な角度からとらえるのではなくて、やはり専売公社という機構がある以上、こゝに主眼性を持たせて、その判断をよく聞いて、政府として方向をとつていただく必要があるのではないかと。現在の法律やその他では、政府が意見は聞くでしやうけれども、どつちかといつと、その都合で財源の捻出その他で考えられやすい。これを一つ改めていただくやうに、この際希望しておきたいと思ひます。

そこで、もう一つ聞きたい点は、とにかくこつこつと聞きたいのは、来年度の予算編成をめぐつて、特に治山治水などの経費捻出のために、政府内部においてもいろいろ御検討なさつた結果だと思ひます。しかし、これは、私に言わせれば、身から出た錆びで、やたらいろいろ

るな考えを出されるのは、政府の根本的な方針が違っているからだと思し上げたのでありますが、そこへまた一つの案が浮かび出ておるようです。それは、たばこに広告を出すという話が伝えられておるのであります。私は、その新聞報道を見たときに、またこれ政府は一つの考えだということ、大蔵大臣が軽々に意見を述べることなど心配をしておたのであります。たばこに対して広告を出すという場合は、いろいろむずかしい問題が派生するんじゃないかという考えを持っておるのであります。たばこに対する広告である程度経費を浮かす、それは一体何か。税金か、それとも広告代と称すべきいふゆる一般の民間におけるものと理解すべきか。これは政府でやるべきか、民間でやらせるべきか。もし、民間、あるいは政府でこれをやるとするならば、他の一般の広告に対しては世間から広告税を取るべしという議論が出て参りました。当然それに派及せざるを得ない。しからば、民間にこれを移管するという事になれば、ここにまたむずかしい問題が出てくるということに相なりまして、実際問題としてかなり慎重な考慮を必要とするのでないか。また、実際の製造過程から見ましても、そのためには機械をある程度直していかなくちゃならぬし、煩瑣な手続の結果、公社の職員の労働問題にもふつかつてくる。なかなかこれは簡単な問題でないように私はひそかに考へておるのであります。意見を先に述べてしまいましたが、政府はこのことについて何かの具体的な考えを持っておられるのか。また、大蔵大臣としてはどういう意見をお持ちか、こ

の際お聞きしておきたいと思う。ただ、先ほど申し上げたように、軽々に言うべき問題でありませんから、専売公社と事前によく相談がなければ、その点については答弁は深くする必要はございません。

○国務大臣(佐藤栄作君) 平林さんから、軽々に返事しちやいかぬと評われ、そうして委員会が答弁しろと言われる。ちよつと私も困りますが、私自身まだその話は相談を受けておりません。また、専売公社自身からもそういう相談を受けておりません。従いまして、まあそれだけの事実だけ申し上げますが、先ほど来ありましたたばこの値段の値上げという点はなかなか容易でないという、こういう意味から、何か変形なものがあるのじやないのかというふうな議論でも出た結果じやないかと思ひます。まあそういう場合に、扱ひ方の問題でしやうがこれは専売公社の意見を無視してどうこうなかなか困難でしやうが、やるとしたときには、それはいろいろ問題があろう。ただ、今専売公社は、相当の数量のものについては特別な意匠でたばこを出している。ああいうものの変形が容易にできるかできないかという事は、一つの問題かも知れません。これは現実にはいろいろものが出てゐる、あるいは中にカードが入つてゐる、こういうようなことがございますが、こういうのは、私は、いい悪いは別として、今現実にはいろいろものがあるという事だけを御披露しておくと程度に一つとどめさせていただきますと思ひます。専売公社の意見も聞いておりませんが、私自身の方からも公社の意見をた

ざいますから、御了承いただきたいと思ひます。

○平林剛君 大蔵大臣は、私の質問はこの問題に關してはございませんから……。

○樺繁夫君 きよう災害の補正予算が成立したわけですが、この中の財源に、専売益金納付金ですか、二十五億を計上しておられます。これは公社の方の今年度当初予算で千二百億の納付金が計上されておるわけですが、こういうふうになつてきますと、またいつかのように、安いたばこを出さないでできるだけ高級品を買わせるようになつてくるのじやないかという心配を私はするんですが、そういう公社の益金の納付金ですね、大した無理なしに安いたばこを売り惜しみして、できるだけ高級たばこを買わせるということに響いてきやしませんか。

○説明員(石田吉男君) 本年度の補正予算に計上いたしましたのは、ことしは当初予定しておりましたものよりも非常に売れ行きが伸びておりますので、ただいまお話しのようなそういう無理をしなくても、十分あの程度の財源は出て参るといふ見込みでございます。

○樺繁夫君 それに關連して、消費が非常に伸びておる、需要が伸びておるといふことで、心配ないといふことではあります。最近テレビとか何かいろいろなところで、たばこをのまないといふ文化人のような感じを与えるような宣伝を一生懸命やつておられる。あれは、どこがやつておる。あなたの方がやつておるのですか。

○説明員(石田吉男君) 実は、現在テレビでやつております広告は、私の方

の公社の予算ではございせん。前にアメリカから余剰農産物としてタバコを買つたことがございます。その際に、これはタバコに限らないのであります。これはアメリカの農産物の市場開拓資金ということで、アメリカ政府から宣伝資金が出て参りまして、金額はちよつと覚えておりませんが、これは小麦とかめん類とか、いろいろなものに出てゐるようでございますが、その金が出ておりました、その計画に従つてやつてゐる宣伝でございます。

まあ最近、公社の労働事情が影響いたしまして、かなり在庫が減つておりますので、この在庫が減つておるときに無理な宣伝をして、買ひに來たけれどもたばこがないといふふうなことになるかと困りますので、例年でございましてと年末にはかなり贈答用の宣伝もするのでございしますが、ことしはそういう宣伝は控えております。

○樺繁夫君 労働事情のために在庫が減つておるから、年末になつても宣伝をせぬといふことでありますが、それだけじやなくて、婦人とか……まあ婦人がたばこを吸つちやいかぬといふ説を持つてゐるわけじやございせんや。まだ成年に達しない人が多くテレビなど見るのですけれども、それで、しかもああいう宣伝の仕方といふものは、ごく若い人たちに對してたばこを吸うことを奨励しておることなんです。そこで、いろいろな場合で、政府の機関、しかも公社などで、幾ら金があるからといつたつて、いかにたばこを吸わぬ者は非文化人のように、何とかのアクセサリーとか何とかいってやつておるが、ああいうことを政府機関がやるべきじやない、公社などがや

るべきじやないという議論があるんですよ。これは、在庫が少なくなつたから、ことしはやらぬという考へと、私の考へは違ひ。そういう世論に對して、在庫が豊富になつてくれればまたやるつもりか。金があれば、またいろいろな機関を利用して宣伝されるつもりでしやうか。

○説明員(石田吉男君) たばこを、政府機関である公社のようなところが大いに宣伝をして売るべきかどうかという事につきましては、いろいろ御議論のあることは私も十分承知いたしております。問題は、たばこがはたしてどの程度害があるかといふ事ですが、私もそれと、とにかく政府の機関として、たばこを売るんだ、大いに売れ、こういう使命を与えられてゐるわけでございますので、まあそういう御批判のあることも考へながら、宣伝をいたします場合には、あまりどぎつくなならないようにといふことで、かなり普通の商品とは違つて、緩和したといひます。か、そういう意味の宣伝をするように氣をつけております。しかし、仕事といたしましては、まあできるだけたくさん売らねば。その場合に、もちろん未成年者などには売つちやいかにぬのであります。未成年者なんかには売らぬやうに、これは法律もございまして。従つて、社会通念上差しつかえない程度で宣伝をやつていきたい。そのために宣伝の予算もございしますが、これはまあいろいろ御意見のあることだと思ひますけれども、私も、そういうことを考へながら、なおいろいろ御意見があれば十分拝聴いたしますけれども、穏やかな宣伝をやつてゐる

というふうに御了承いたしたいと思ひます。

○橋本 青少年の不良化対策というふうなことが非常に大きく問題になつておるときで、私は、宣伝はそうやらねども、たばこは売れるんじゃないかと思ふ。だから、やめてもらいたいという希望を持つておられます。

この機会に、大蔵大臣お急ぎのようでありまして、この法案が上りましたから、もうちよつと委員会であなにお目にかかる機会がなかつたと思ふので、ちよつとお聞きするので、造幣局の熊本出張所というのがございますね。ごく小さい出張所らしいのですが、ここが何か来年度の予算のときに閉鎖されるのじやないかといふことで、あそこで貴金属などの検査を受けておられます関係方面、これはごく利用度は少ないようでありまして、非常に不便になるといふことで心配されておられます、また、わずかな従業員ではありますけれども、閉鎖されると一体どうなるのだからといふふうな心配をして、私のところへ相談に来た人があります、それが、そういうことをお考えになつておるのでしようか。お聞きになつてい

せんか。

○国務大臣(佐藤栄作) 実は、私は聞いておりませんのでございませう。また、造幣局の出張所が熊本にあるといふことも、所管事項でありながら、大へん申しわけないことですが、つまびらかにしてあげないこと、どの程度のものでございませう。閉鎖されるというものは、そこに勤めておる人たちに大へんな問題ですから、これはよほど慎重に

やらなければならぬことだと思ひます。具体的に話を聞いておらないうちにどうこうするといふことは、まだ考えておりませんが、十分裏情をよく調べまして、もしそういうことがあればあるで、十分対策を考えていくことにしたいと思ひます。

○平林剛君 私、専売公社に、たまたまの橋委員の宣伝の問題について、少し意見を申し上げておきたいと思つておられます。

最近、党内で議論をするときも、ときどき専売公社の宣伝の問題になるのです。専売事業で宣伝をすることが適当かどうかといふこともありますが、私は、ある程度の宣伝は必要だと思ふ。問題は、PRのあり方なんです。「今日も元氣だ、たばこがうまい」程度は、これはあまり罪はない。ところが、「たばこは動くアクセサリー」だなんだといふ、女の人がぐるぐる動くなんというやつは、どうも、何だか、専売公社が婦人にたばこをどんどん広げる——これはまあそういう意向もあるかも知れないが、古い考え方からいふと、婦徳の問題からどうだといふふうなこともありまして、議論がある。それで、私は、これは結局、専売公社のPRのあり方というものが問題だと思ふ。

今お話しのように、この財源というものは、余剰農産物の資金、これは五百万ぐらいとかあるいは五千万ぐらいだとか聞いておるのですが、それをどうせ使つたときには、私は、もつと別な角度からPRをしたらどうだろうかとか、かねがね意見を持つておるのです。たとへば、たばこの中で、ピースと光、「いいい」とは、どういふふう

に葉組みが違つておつて、味を出すのに苦心しておるというふうなことで、自然にたばこの宣伝をするとか、たばこの葉っぱの種類が一体どのくらいあるのだという、国民にたばこの知識を与える形でたばこにヒントを持たせるとか、または、外国のたばこの種類を紹介することによつて日本のたばこの仕事の内容を説明して、国民は一体どうしてたばこができるのだからかと興味を持つておる、そういうことを通じてたばこのPRをするとか、各国の喫煙量がどうなつていくとかといふような、もつと知識的な形ですね、いわゆる今の宣伝は低俗だとは言いませんけれども、そういうような角度から宣伝をされるような方向を考えたらどうかといふことを考えている。これは私の意見であります。

同時に、この機会に聞きたいのは、専売公社の経営に若干の批判が最近出てきたことは、まことに遺憾である。それは、国民に対するサービスという面では……

○委員長(加藤正人君) 平林君に申し上げます。御発言中ですが、大臣非常に急がれるようでありまして、大臣に対する質問はありませうか。

○平林剛君 ちよつと……国民に対するサービスという点ですね。私は、先ほどの酒の問題についてはその点を強調したわけです。法律自体に国民に対する保護という面に欠けている。同じように、専売事業の中においても、国民に対するサービスという点を常に考えておいてもらなければ困るじやないか。他の公社の中で、たとえば電電公社のようところは、最近赤電

話とか、その他目に見えるサービスが進んでおりますね。専売公社の場合は、そういう面においてどういふことができるか、あるいはどういふ形で国民にサービスするかといふようなことを研究してもらいたいと思つておる。宣伝の仕方についても、私は、そういう気が出て、国民に知識を与えながら、かつ宣伝をするというあり方があるんじゃないか。専売公社はそういう国民に対するサービスを検討するようないない。公社として、どういふ形で今後国民にサービスをしていく、またそれを検討する機構をどこでやつていくか。もしなければ、そういうものを設置して、今国民から若干出ておる批判にこたえていく工夫をすべきでないか、こう思ふのでありますが、それについての考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

○説明員(石田吉男君) 専売公社といひましても、主としてたばこ関係のお話だと思ひますが、たばこにつきましては、値段がきまつておりますので、その値段のきまつた範囲で国民に対するサービスというところは、一番その値段の範囲で許し得る限りの品質のもの、国民がその値段相場に満足し得る品質のものを供給するといふことだと思ひます。その他、たばこの販売等の面におきまして、一般の消費者の方々あるいは小売の業界の方々、そういう方々から不満がないといふことを目標にすべきだと思ひます。それで、私どもは、公社をあげてそういう考え方でやつておられますので、特にそういう機構を作らないからというサービスに欠けているのだ、サービス精神に欠け

ているのだといふことにはならないように思ひまして、むしろ、そういうサービス精神を各部門におきまして十分に考えながらやつていくということに主眼を置いてやつていくわけであり

ます。

ただ、やはりどういふ点に不満があるのかといふことは始終キャッチしておく必要があるのです、そのためには、従来からやつていたのであります、最近はその苦情引き受け所といふふうな意味で広報課を設けておられ、現にその広報課を設けておられ、そこへいろいろな苦情がずいぶん集まつて参ります。集まつて参りました苦情を、それぞれ整理をいたしまして、必要な部門の方に渡し、直すべきところはどんどん直していくというふうに努めております。

○委員長(加藤正人君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤正人君) 速記をつけ

○平林剛君 それでは、たばこの問題についてもう少しお聞きします。たばこの小売手数料の引き上げについて、最近国会に対しても多数の質問がございまして、各党でもこの取り扱いについて検討しておるのではありませんか、そこで、この小売手数料の引き上げについて、まだ正式に専売公社の考え方を聞いたことがございませうから、きょうは今後の検討素材として、専売公社の考え方を聞かせておいていただきた

い。それから、その中で要望、すなわち、現行の八分を一刻に引き上げるといふことを実現するために必要な財源、これはどの程度になつておるかとい

にくいのであります。従いまして、現在の八分を引き上げる積極的な理由と申しますか、そใいう点が明瞭でないのでありますので、まあ販売業者の方にも、私どもの方もさらに実態調査を続けるから、各業界におかれてもい

○平林剛君 きょうは特別に意見を入れてお尋ねをいたしましたんですが、専売公社が実態調査をしておられるという以上、ある程度各般の資料をおそろえになつてゐるのではないかと。私も、今後国会としての考え方をまとめるような

とつては一つの生活問題であります。そこで、この身体障害者をそういふ特例によつて許可をされたのは、全国的にどのくらいあるか、これを一つ知らせていただきたいのであります。それから、次には、政府関係の事業

とあります。

そこで、先ほどのお答えの中に、三十五年度の予算の中には小売手数料は八分として計算して政府と折衝に入つておる。政府に提出しておるといふお話でございましたが、昨年行なつたと

さんの金額じゃないと思います。

○平林剛君 専門家がよく御存じなく
て、私の方で予算書を見なければなら
ぬとすると、手間がかかりますが、そ
れではもう一つ聞きます。この販賣奨
励金の使い方について、私は昨年若干

の疑義を持ったのであります。少なくとも、この二億円の予算は、小売手数料の引き上げが諸般の事情から見てできなかったもので、その代理といえはおかしいけれども、小売店の販売意欲を高めるために認められた金額だと承知をいたしておるのであります。小売店一軒当たりすれば、十六万の小売店に分配すれば、一軒当たり千三百二十円程度。わずかな金額であります。もとよりこれができ上がった経過をたどれば、そういう趣旨のものより理解をしたのであります。ところが、これがそれ以外の使途に使われるというようなことは適当でないのじゃないか。たとえば、ほかの運動をするために、あるいはこれに似た運動をいたしても、この金額はやはり小売店の手元に帰すべきものであつて、これを一部の人が動かすということは適当でない、かように考えておつたのであります。事実、これに反して行なわれたようであります。私は、今年もまた二億円が組まれておるとすれば、その性格からかんがへて、小売店に販売奨励の資金として渡すべきであつて、他に転用するのは適当でないと思つたのであります。専売公社は一体どういふ考えで今年はおられるか、また従来のさういふ事実について、公社としてはどういふ形で指導なさいますか、この点を明らかにしていただきたい。

この二億円は、一カ月百万円以上の売り上げのある人を除きまして、各小売店全部に分配いたしました。お話をうなことは存じません。

○平林剛君 副総裁が御存じないことを、私が知つておるのであります。それは、今度の小売手数料の引き上げの運動資金として流用されておる。私は、運動自体悪いというのじゃありません。大いにその考へておるところを政治に反映するために運動されて、正しいものであればこれを認めるという態度が望ましいのであります。ところが、一軒当たり千三百二十円の中から一戸当たり幾らかの徴収をいたしまして、そしてこれが地方の運動資金になると、これは適切な生かし方ではない。小売店全般の総意に基づいて行なわれている場合といへども、他の方法で行なうべきだと思つたのであります。だから、これはほんとうの目的のために使つてもらいたいという私の考えであります。副総裁は御存じなくとも、前の販売部長はこの点を、たばこの小売店の組合の代表者の会に臨みまして、さういふことは各方面から批判を受けておるから、さういふことはしないように一つしていただきたいという指導をやつておられるのです。副総裁は御存じなくとも、あなたの部下である前係の組合にもお話ししておる。それが筋道ではないかと思つたのであります。あなたは御存じないようであります。が、さういふような事実もありまして、今後これらの金が行く場合には、費途についてもやはり他から指摘を受けることのないようにすべきだと、その責任はやはり専売公社にあると思

います。が、今後のお考えをこの際聞いておきたいと思つたのであります。

○説明員(石田吉男君) 公社といたしましては、これは小売店に分配すべき金でございますので、ただいま申し上げましたように、全部小売店の方に分配してございまして、御承知のように、小売店の方ではそれぞれ組合が結成されておまして、その組合がいろいろな事業をやるといふためには、各小売店から組合費とかいろいろな形である程度の経費を徴収しておりますが、今お話を伺いますと、あるいはさういふ形で、一ぺん分配されたものの中から小売店がまた組合の決議等に従つてさういふことをやつたのだと思つた。しかし、趣旨をいたしましては、さういふ分配金があつた際に、その中からいきなり差引つてしまふといふふうなことは感心したことはございませぬので、小売業者の組合としてはいろいろな事業がありましようから、その事業の一環としていろいろなことをやるというものは、これは一向差しつかへのないことだと思つたが、もしお話をさういふこととさせていただきますと、私も感心したことであります。ただ、まあ、公社にも責任がある。さういふお話でございますが、監督上の責任と申ししますが、事実上いろいろな勧告をする、あるいは忠告をするといふことはありますけれども、組合は組合自体として一つの法人格を持つておまして、それによつて動いておられますので、組合がさうやつたから全部公社の責任だと、さう言われても、いささか迷惑をするところもございまして、御趣旨は、私もその通り

だといふふうに考えております。

○平林剛君 この問題はさういふ程度にいたしておきますが、私はやはり、あまりよいやり方ではないと思つた。それから、物事をきめるときにさういふことはつきりしておきましよう。来年年度の予算のときに、またこの問題を明らかにしておいた方がよいと思つた。

次に、お尋ねしたいのは、たばこの販売の方式についてであります。それは、最近専売公社としては、たばこの販売を従来のやり方と変へまして、これを民間の会社に移管していく方式をとられておることに感ぜられるのであります。販売だけの代行会社を作つて、漸次これに移行するやうに見えますけれども、専売公社としての基本的な考え方は一体どこにあるのか。すべて現在の公社の業務をさういふ形にして、民間の代行者を育成するやうな方向に積極的に乗り出されるつもりなのかどうか、この点を明らかにしておいていただきたいと思つた。

○説明員(石田吉男君) 販売の方式についてでございますが、数年前まで専売公社のやつておりました販売方式というのは、各地方に出張所がございまして、その出張所に販売業務員というものがおります。その販売業務員が各小売店に一々品物を持つて参つて、そこで代金を受け取る。さういふ現金売りでございますので、かなり多量の品物を持つていきながら、そこで間違ひのないように現金を受け取つてくる。その間に、まあできるだけ販売の促進をはかるといふふなことをやつておりました。一人の業務量といふことが、業務の内容といたしましては、かなり

広範な仕事をいたしておるわけでありました。そこで、私もさういふと、販売の促進をできるだけはかつていくといふには、どうしても小売店と公社の販売業務員との間の接触を密にいたしまして、できるだけいろいろな面で販売の促進をはかるということが必要だといふ考へを持つております。

最近、これは公社だけでなしに、いろいろな商品の面におきまして、いわゆるセールス・プロモーションを科学的なやり方で具体化して参るといふ行き方が非常に発達して参りまして、単に、ただ店へ品物を置いてきて、金を受け取つてくるというやうなことでは、販売を伸ばすことはできないといふことで、各方面でいろいろ研究の結果、成果をあげております。販売のやり方といふものを、私もさういふに勉強いたしまして、そこで、現在やつております販売業務員の仕事を、できるだけ近代的な販売促進、いわゆるセールス・プロモーションの線に乗せて参りたいといふことを考へまして、いろいろ販売方面の人に訓練を行なつております。さういふ場合には、従来やつておりましたやうないわゆる注文取りといふことと、それからたばこの配給の仕事といふことと、代金を受け取つて参る、さういふ仕事を一人の人が何もかもやつておるといふことは、非常に不自然でありますので、さういふ観点から、できるだけ販売促進のセールス・プロモーションの方に業務員を訓練して参りたいと、さういふやうに全体の行き方を持つてきつたわけでありました。

その際に、どうしてもさういふやうになりますと、仕事の内容が分離して

参りますので、その場合にさらに増員をするというふうなことは適當だと思われなかつたものでありますから、むしろ販売員としての訓練を先行させまして、そのために、いわゆる単なる配達業務といふか、配給業務といふか、そういう面はできればほかの方にやつてもらいたいということを考えたわけでありまして、そういう意味で、実際に何力所かであつた代行配給というのをやつておられますが、その方式でやつておられますが、現実その結果を見ますと、かなり販売促進の効果があつておられます。従いまして、ただ、これはどの地域でもできるというものではありませんが、地域的にもそういうところに適したような場所、それから代行配給をやります場合には、小売人の組合がその配給機関になつておられますが、小売人の組合にもいろいろございまして、そういう仕事に適するよう組織のはつきりしたところと、それから必ずしもそうでないところとがございまして、そういうところはまあある程度代行配給というのをやつておられるわけでございます。

ただ、まあ代行配給につきましましては、いろいろ問題もございまして、かなり法的にといひますか、かなり法的なところもあるのございまして、ただいま試行期間中とございまして、いろいろ得失なども検討しておりますが、まあ基本的な考え方としては、販売促進のためにはそういう方向に行かざるを得ないのではないかと、いろいろ考へております。

○平林剛君 ただいまのお話を聞きますと、専売公社は、販売事業の代行会社を作ること、どう理由があつたにせよ、その指導のもとに行なつておるといふふうに聞かせるのであります。これはゆゆしき問題だと思ひます。自分で専売事業といふものを分解して、こうといふ考え方に立つておる。ただいまのように販売の促進をはかるという意味では、何も民間に代行会社を作り上げなくても、公社の機構を充実して、たとえば定員を増加することによつても可能なのに、これを捨て去つて、民間にこういう会社を作らる。しかもその民間の会社たるや、小売人の組合を主としてやらせる。副總裁も言われましたように、いろいろ問題があるもので、もしこういう代行配給の会社がふれた場合、それがその犠牲者になるかといふと、小売店がそれぞれひつかぶつてこなければならぬといふことになりまして、将来大きな問題を残して行くのではないかと。小売店の中でも、現在先行きどうなるかわからないものに出資をして、むしろせざるを得なくなつて、これを行なつておられますけれども、利潤が上がらないことには、結局自分の負担になつてくるわけでありまして、利潤を上げるといふことになれば、国家財政から、どうせその会社と契約をするのでありますから、相當の資金が流れるといふことになつて参りまして、国家的に見て、どつちが得であるかといふようなことは、軽々に判断できない要素を持つておるのであります。

公社もそうせざるを得ない、そういう方向に行かざるを得ないといふお話がございしましたけれども、私が一番心配しておりますのは、地域的に可能な条件、たとえば北海道のような場合をいろいろことが適當であつたとしても、全国的にこういう方向をとるべきでないかと考へておるのであります。その点について、専売公社は何か地域的に原則的なものを持つて、そして将来犠牲的なものがあるかもしれないものを施行さすのかどうか。もしこの事業が失敗をした場合には、一体だれが責任をとるのか。それから、失敗をしなければならぬ。利潤を得させるためには、かえつて国家として財政支出がふえるといふことになつて、むしろ公社の職員をふやした方が安上がりになるといふことも考へられる。こういう点についての考へ方を聞かしていただきたい。

○説明員(石田吉男君) 平林委員のお話には誤解があるようでございまして、私の言ひ方が悪かつたのでございまして、私が今申し上げましたのは、代行会社を作るといふことを申し上げたのではありません。現在小売店の組合がやつておられます代行配給制度といふことについて申し上げたわけでありまして、

それから、地域的な云々と申し上げましたのは、どの地域がどういふことではないのであります。やはりこういう現在やつておられます代行配給の結果をいろいろと検討してみますと、やはりある程度相當の売り上げもあり、小売店も集約して固まつていふところ、それから地域的にもまふふなところ、それと、そういうことが一つの条件になるので、そういう代行配給をやつてもやつていけるような場所といふ意味で申し上げております。

現在、経費云々の点がございまして、これはそういう組織を作つたために、現在やつていふよりも経費がよけいかかるという点では、これは何にもなりませんので、一つは、これは従来やつていふよりも少ない経費で済むといふことを一つは、このためにしております。従いまして、そのために経費が非常にかかるというふうなことで、これはなかなかさういふふうには踏み切れないのであります。販売の促進をやる。しかも、少ない経費で販売の促進がやれるといふところに主眼を置いておられるわけでありまして、

○平林剛君 現在まで専売公社として代行配給をやられておる地域、それから今後そういう傾向、あるいは計画が進められていふ地域、どういふところを考へておられますか。

○説明員(石田吉男君) 現在やつておりますところは、これは公社の支所の区域ごとに申し上げますが、十二個所と申し上げます。渋谷、篠の井、石巻、福島、岡崎、金沢、呉、安芸、坂出、新浜、今治、小倉、これだけでございまして、なお、現在考慮中でありまして、これは、長野県の一部と香川県の一部でございます。

○平林剛君 これらを代行させるところは、民間の会社といふよりは小売人の組合だといふお話がございまして、これが、これからの考へ方では進められておるんですか。

○説明員(石田吉男君) さしあたりは、そのように考へております。

○平林剛君 現在鹿児島県の大島に、有村商事といふ民間の会社が、入つてこの代行配給を受け持つておるんです。そうすると、単に小売店の組合にやらせるというよりは、新たな事業会社ができてそこに移行させると

いふ傾向も見られますが、この点はいかがですか。

○説明員(石田吉男君) 奄美大島の話は全然別でございまして、まあまたまた代行配給といふ言葉を使つていふよりでございまして、こつち運輸機関の非常に少ないところで、そのために、たしかそれは運送会社だと思ひますが、その運送会社が配給の仕事をしていふといふことでございまして、今御議論になつておられます代行配給とは全然別のものでございまして。従いまして、それは会社がやつていふといふことでも、運送会社がやつていふといふことでも、これは今の問題とは別にお考へいただきたい方がよいと思ひます。

○平林剛君 現在まで施行されておる代行配給会社といひますか、この事業をやつておるところに、専売公社から支出をしたいといふお金の、これが、公社の職員を増員すれば十分それができたのかかわらず、かえつて契約金が多いのではないかと、疑問を持つておられるわけですか。このことについて、公社としてどういふ状態になつておるか。こゝで言葉を尽くすことができれば、資料としてこれの提出をしていただきたいと思ひます。いかがですか。

○説明員(石田吉男君) 現在やらしておりますのは全部小売人の組合でございまして、それに対しては、損も、それから利益も出ない程度、実費だけでやるというふうな建前で計算をしております。従いまして、この組合でも、これはまあある一つの予定経費みたいなもので、やる関係上、多少赤字が出たり黒字が出たりはしておりますが、ねらいはそういうふうな利益も損失も出

さないということをやっております。

それから、その代行配給をやります際に、たとえば、従来ですと、どこの小売店でも全部月に三回ずつ配給して回る、あるいは三回ずつ注文を取って回るといふやり方であったところを、注文取りの回数や配給取りの回数が変わっております。それはよく売れる店であれば、月三回でなしに五回も六回も注文取りをして歩く。そのかわり、やはり売れない店なら、月二回くらいでよろしいということ、組み合わせが違つてきておりますが、従来こうあつたのが今段どうなるかという計算はむづかしいのでありますが、大体その地域で使つておつた経費の範囲内で予定を立ててやるということになります。

従いまして、ただいまお話しのようなまあ経費の比較というものは、何か特別の仮定でも置かないと、なかなかできにくいのでございまして、お話し資料はちよつとできにくいと思ひます。

○平林剛君 小売店の組合では、十年程度は赤字を覚悟でやらしてくれ、こういうことを言つておられるところもあるんです。十年間も赤字を出してもこれをやりたいという裏に、どういふ意味合いがあるかといへば、やはりある程度利潤があるということになつて、将来採算がとれるということを意味しております。そうすると、今お話しのように、損も利益もないということではなない結果に將來なつていくのではなないだらうか。かりに損も利益もないということになれば、それを維持するために、これまでの小売人組合はどういう方法をとらざるを得ないかといへば、配給回数を少なくするとか、あるいは末端の小売店に届けるのではなく、

取りに來いという形で、集めて配るということになる。先ほど専売公社の副總裁として、國民に対するサービスは、消費者あるいは小売店全般についてサービスが行き届くような方法を絶えず考へると言われましてけれども、現にこの問題に關しては、末端の小売店は、自分たちの組合がやつてゐる事業だから協力しなければいかにぬということから、配給回数が少なくなる、自分で取りに行かなければならぬ、そうしなければ自分の作つた会社は赤字になるといふことになつて、矛盾を繰り返して、そして私どもが心配してゐるのは、國家財政の支出が増大することに警戒をすれば、事業は先行き不安になつて、会社がつぶれる。そのはね返りはすべて小売店出資者に来る。まことに危険な仕事になつていくのではないかと思ひます。私はそれを心配してゐるのであります。この場合、専売公社は、これは小売店の事業なんだから、おれの方の責任はないのだ、こういうことで済まされるかどうか。

○説明員(石田吉男君) 会社々々とお話しになりますが、現在会社でやつてゐるところは一件もございせん。

○平林剛君 私の質問はさうでないのです。そのあとのことについて、公社がある程度指導されて、かりに失敗したらどういふことを責任を持てるか。

○説明員(石田吉男君) 現在外交配給をやつております。もし配給業務がうまくいかぬということになれば、当然会社がその責任を負ふべきものだ。と申しますのは、小売店組合がやつておりますのは、公社の代行機関でありまして、責任は公社にあるわけでありまして、従いまして、現在やつております

制度で小売店の間に不満が出れば、当然これは公社がさういふ不満をなくするよりにいたすべきだといふふうに考へます。先ほど来伺つておりますと、会社になつた場合はどうかといふふうなお話もございしますが、私どもまた会社でやつた経験もありませう、またすぐ会社でどういふことともございませぬので、さういふ先の話について、今ここでどういふ申し上げるべき筋合いでないと思ひます。

○平林剛君 さうすると、専売事業の中における配給業務を、本来公社がやるべきところを、小売人の組合、これにやらせてゐるといふことになりまして、これは本来のあり方と違ひののではないか。当然、専売公社がこれをやるということにいかんければならぬのであつて、その肩がかりをさせる、それには何らかの代償がなくてはならぬといふことに発展してくるのであります。私は、今副總裁が、小売店の中から不満が出てくれば、これは考へな

きやいかぬ、こゝろ言われましたが、現に不満もあるのです。

一体、専売公社はさういふことは指導してやらせてゐるけれども、この公社の理事長とか責任者には公社のえらい人が入つてくるのじやないか。さうして、公社のえらい人が入つてきて、まあ姥捨山といふ言葉まで使つてゐる人がある。さういふ役割をやらせられ

たんで、はかばかでない。損失が出たときは、今公社は責任を持つと言ひましたけれども、責任は重大な問題ですよ。どうやつて責任を持つか。たとえば、その損失が出たときに、その損失まで専売公社は責任を持つのか。さういふ考へで今指導に当たられておるんですか。

○説明員(石田吉男君) 先ほど来申し上げておりますように、損失が出たらどういふ問題かは、現在発生しておらないのであります。損も得もないような予定でやつておるといふことを申し上げておるわけでありまして、ただいまお話しは、公社が云々。会社が云々といふお話しは、私にはどうも了解できないのであります。現在会社でやつてゐるところはございせん。それから、従つて、その会社ができたかどうかといふお話しも、私にはちよつとのみ込めないであります。

○榎原茂喜君 今の、小売の組合といふのは法人格があるんですか、任意団体ですか。

○説明員(石田吉男君) 法人格でございます。

○榎原茂喜君 さうすれば、その代行機関としての性格は会社と同じわけですね。もちろん、会社と組合とは違ひますけれども、経済的な問題、責任の問題等から見れば、その機関は会社と同じです。

○説明員(石田吉男君) まあ法人格があるといふ点については同じと思ひますが、これは協同組合によつてできております協同組合でございまして、その事業のやり方その他については、会社とはだいぶ違つた制限がございします。

○榎原茂喜君 もちろん、会社と協同組合とは違ひますけれども、責任関係とかいふ点になれば、対外的には同じ立場にあるわけですね。

○説明員(石田吉男君) ちよつとわかりにくいのでありますが、要するに、代行配給と申しますのは、毎日、公社の出張所からたばこを受け取りまし

て、たばこを小売店に配つて歩くといふことであります。で、大部分の出張所におきましては公社の職員が配つておりますが、代行配給の場合には組合の職員がやつてゐるといふ関係でございします。従いまして、その責任関係といへば、たばこを間違ひなしに届けるというところにあるわけでございますが、その点につきましては、別に従来公社の職員がやつておる場合とは――まあ結局公社の代行機関でありますから、たとえば、たばこが途中で盗まれて注文しただけ届かなかつたといふふうな場合には、組合が責任を負つてその所要のものだけ届けるということかと思ひます。なお、代金の受領につきましては、これは従来通り公社がやつております。

○榎原茂喜君 私は何げなしにさう聞いておつたんですが、これは公社制度の一角をくずすような結果を招くお考へを専売公社が持つておられるんじゃないかといふことを感じて、非常に不安にたえないんですが、代行配給を組合が現在十二カ所で行つておるといふことですが、今申請をしておられるのかお願ひをしておるのか知りませんが、さういふことが認可されて、新たに代行業務をやるといふことになつて、現在の公社の職従員でそのために失職をするといふような者が出てきた場合は、当該組合の職員になつてもらうやうなつもりで、専売公社にこの代行業務をやらしてもらふやうに今話しをしております、といふこととさう言つておる組合があるのです。もしさういふ組合に代行業務を移管すれば、やらせるということになつて参りますれば、現在専売公社が製造から配給に至るまで一貫し

た仕事をやつておられる業態の形というものがござりまする。たばこの民営というふうなことで一部に議論があるのですが、私はこういう議論に反対なんですよ。そういう議論のあるときに、公社制度の一角をくずすかのごときことになる危険を私は感ずるのです。今後ともそういう小売人の組合に代行業務をどんどんやらしていく、数をふやしていくというお考えなのですか。

○説明員(石田吉男君) この代行配給の制度というのは、別に、私どもにとりまして、そう新しい考え方ではないのでございまして、従来から個々にはあったわけでありまして。と申しますのは、地域によりまして、こちらの販売関係の職員がどこもかしこも全部配つて歩くというふうに参加しないものから、所によりまして、そういう代理人的な人が、公社のかわりにそこへたばこを持つて参る、あるいは逆に受け取りに来る、そういう場合には、直接公社の職員から配給を受けない場合には、支給運搬費といまして、その運搬費を支給している、そういう形がございまして。それを代行配給と言つていたのでございまして、そういう形を――まあ、もともとの起りには、北海道から始まつたわけでありまして、北海道は、非常に広範な地域の中に公社の出張所の数も少ない、それから販売員の数も少ないというふうなことで、そういうまあ従来からあります制度を拡張してみたらどうかということ、それが始まつたわけでありまして。ただ、規模が大きくなつたものですから、かなり新しいようにも見えますが、観念的には、あるいは経費の支出の仕方として

では、従来からあつたものを活用してみたいということが起りてございまして。従いまして、まあだんだん今申し上げましたセールス・プロモーションというふうなことを考えますと、配達業務をして人たちが、それからセールス・プロモーションをやる人というのは、訓練も違ふ仕事の内容も違つて参りますので、配達業務と販売促進の仕事というものはどうしても分けていかなければならないというふうな考えから、今のようになつた方を活用するようになつたわけでありまして。これをいきなり全国的にやるといふことも、いろいろ問題がございまして。従いまして、そういう情勢の熟している所ではある程度やはりやつて参りたい、かように考へておられます。

○榊原君 先ほど平林君から御心配がござりました。小売人の組合が法人になつておられますだけに、この組合の決定というのに対して、組合員である小売人は非常に決定を尊重し、従つてことを義務のように考へておられます。ところが、配給業務をやるようになつてきますれば、時によつて配給がおくれる、行き届かないことが出てくる。これは、もしもその事業に赤字でも出てくるというふうなことになるれば、ますますその傾向は助長される。それでも、小売人は、自分たちの組合の事業に赤字が出るからだからといつて、不満を忍ぶことになる。こういうことになりまして、公社のサービス改善し伸張したいといふところをお考えとは全く逆の結果が現れてくる。それで、小売人である組合員は、組合の業務を成功させなければならぬから、忍んでいくというふうな結果

でなく、何か今のお話を伺いますと、配給業務というものは公社の仕事から切り離して、できれば民間の小売店の組合等による業務を移管していくというお考えで今やつておられるように受け取れるのですが、そういうお考えですか。

○説明員(石田吉男君) 私が分離と申し上げましたのは、現在販売業務のやつておられます仕事、先ほど申し上げておられますようないろいろな要素が含まれておられます。それで、そういう要素のものを同一人がやるのは適当でないの、そういう配達業務をやる職員と、それから販売促進の仕事をする職員とは、これは別の人間であるべきである、かような意味で申し上げたわけでありまして。

○榊原君 先ほど平林君から御心配がござりました。小売人の組合が法人になつておられますだけに、この組合の決定というのに対して、組合員である小売人は非常に決定を尊重し、従つてことを義務のように考へておられます。ところが、配給業務をやるようになつてきますれば、時によつて配給がおくれる、行き届かないことが出てくる。これは、もしもその事業に赤字でも出てくるというふうなことになるれば、ますますその傾向は助長される。それでも、小売人は、自分たちの組合の事業に赤字が出るからだからといつて、不満を忍ぶことになる。こういうことになりまして、公社のサービス改善し伸張したいといふところをお考えとは全く逆の結果が現れてくる。それで、小売人である組合員は、組合の業務を成功させなければならぬから、忍んでいくというふうな結果

果になつてくると思ふんです。ですから、私は、専売公社は生産から配給に至るまで一貫してやつていく、これが本則だ。特殊な地域においては、たとえば北海道の例がございまして、そういう地域だけ、あるいは鹿児島などのかとかいうような何かがございまして、か、そういう特殊な地域にあることが、これはやむを得ず認めるといたしましても、この傾向を拡大していくようなことについては私は反対です。それは公社制度というものはやっぱり守つて助長していくべきだと思ふのがゆゑに、こういう傾向は公社制度の将来に一つの暗影を投ずるものであるという考へを持っておりますから、再検討を一つ望みたいと思ひます。もしお考えが変わらぬようでありましたら、別の機会にこの問題は、真剣に公社の方でも検討する機会を持つていただきたいと思つておられます。

○平林剛君 私も、もうだいたい時間が過ぎましたから、適当な機会にもう一度これは討論をしないやならぬ問題だと思ひます。ほかの問題では、専売公社に私は理解を持つてゐるつもりであります。公社の問題については、公社の考へ方は違つてゐるじゃないかと、思ひます。それは、大体、たばこは一面商品であるけれども、一面は税金なんです。ピース一箱四十円のうち、原価十円で、あとは税金なんだ。その税金の取り扱いというものを小売人の組合にまかせざるべき性質のものじゃない。やつぱり政府が全部の責任を負つて事に当たるべきだ。その根本的な考へ方が違つてゐるのじゃないか。

従来からこういうことはあつたという。確かに個々にはあつたでしよう。しかし、もつとさかのほれば、こういう民間の元売会社というのはいろいろな弊害があつて、そして現在のようになつて参つてゐるんです。だから、今公社がとりつゝあるのは、私に言わせると、時代に逆行している。昔あつた元売という会社の弊害を克服するために、全部、販売業務も専売公社がやるようになった。これを思い起こしただけで、こういう代行業務というものが民間にあるいはそれに類するものに移すべきでないといふことを、歴史で教へてゐるわけですから、それを今度おとりになつてゐる。

同時に、現在、小売人の組合は、これは零細な、それこそ八分を一角にしてくれといふ要求をしてゐる、そういう集団ですよ。いわば資本力の小さい人たちが。それらが各小売店ごとに五千元とか一萬元とか出資をして、そして専売公社でも疑問があるといふものをやらせる。資本力の小さいものだけに、私はこれに将来非常な不安を感じてゐるのではありません。特に現実の問題として、専売公社の肩がわりをさせながら、たばこが盗難にあつたとき、火事にあつたときには、その人たちに責任を持たせるといふようなことに至つては、論外です。だから、公社としては、現在小売人の組合の幹部の方からは、ぜひやらしてくれ、即時実施という要望があるかもしれないけれども、十六万の小売店の大多数はこれに非常に危険を感じてゐる。純理論だけじゃないのです。実態から、そういう声を多数聞くのであります。専売公社としても、この問題については現

一五

第三四九号 昭和三十四年十一月七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 宮城県石巻市門脇字東上野町六四石巻たばこ販売協同組合理事長 泉寅雄外百四十一名
紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五〇号 昭和三十四年十一月七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 京都府宮津市字万町五二四宮津たばこ商業協同組合理事長 竹澤雄吉外十名
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六一号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 福島県双葉郡富岡町大字小浜字水堀前二四双葉たばこ販売協同組合理事長 菊池齊外二十九名
紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六二号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 新潟県柏崎市柏崎たばこ販売協同組合理事長 小林一男外十一名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六三号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 新潟県柏崎市柏崎たばこ販売協同組合理事長 小林一男外十一名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五五号 昭和三十四年十一月七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 新潟県新発田市字万町甲二六二ノ一新発田たばこ販売協同組合理事長 大竹第二外三十九名
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五八号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂町高千穂たばこ販売協同組合理事長 今長勇三外一名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五九号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 福島県耶麻郡猪苗代町字古城町一六猪苗代たばこ販売協同組合理事長 田原周三外五十六名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六〇号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 新潟県柏崎市柏崎たばこ販売協同組合理事長 小林一男外十一名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六四号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 島根県大田市大田町五石見大田たばこ販売協同組合理事長 斎藤三郎外二十五名
紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五二号 昭和三十四年十一月七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 徳島県阿南市富岡町今福寺三四阿南たばこ販売協同組合理事長 小倉要六外五十三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五四号 昭和三十四年十一月七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 三重県桑名市大字桑名五九一桑名たばこ販売協同組合理事長 湯飼新一郎外六名
紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五七号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 熊本県五木市市一、一五五五木たばこ販売協同組合理事長 平島一外十名
紹介議員 櫻井 三郎君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五八号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂町高千穂たばこ販売協同組合理事長 今長勇三外一名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五六号 昭和三十四年十一月七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 新潟県柏崎市柏崎たばこ販売協同組合理事長 小林一男外十一名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五三号 昭和三十四年十一月七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 山形県東置賜郡赤湯町大字赤湯三六一赤湯たばこ販売協同組合理事長 酒井哲外百六十八名
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五七号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 熊本県五木市市一、一五五五木たばこ販売協同組合理事長 平島一外十名
紹介議員 櫻井 三郎君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五八号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂町高千穂たばこ販売協同組合理事長 今長勇三外一名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五九号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 福島県耶麻郡猪苗代町字古城町一六猪苗代たばこ販売協同組合理事長 田原周三外五十六名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六〇号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 新潟県柏崎市柏崎たばこ販売協同組合理事長 小林一男外十一名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五二号 昭和三十四年十一月七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 徳島県阿南市富岡町今福寺三四阿南たばこ販売協同組合理事長 小倉要六外五十三名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五四号 昭和三十四年十一月七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 三重県桑名市大字桑名五九一桑名たばこ販売協同組合理事長 湯飼新一郎外六名
紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五七号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 熊本県五木市市一、一五五五木たばこ販売協同組合理事長 平島一外十名
紹介議員 櫻井 三郎君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五八号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂町高千穂たばこ販売協同組合理事長 今長勇三外一名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五六号 昭和三十四年十一月七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 新潟県柏崎市柏崎たばこ販売協同組合理事長 小林一男外十一名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五三号 昭和三十四年十一月七日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 山形県東置賜郡赤湯町大字赤湯三六一赤湯たばこ販売協同組合理事長 酒井哲外百六十八名
紹介議員 村山 道雄君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五七号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 熊本県五木市市一、一五五五木たばこ販売協同組合理事長 平島一外十名
紹介議員 櫻井 三郎君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五八号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂町高千穂たばこ販売協同組合理事長 今長勇三外一名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五九号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 福島県耶麻郡猪苗代町字古城町一六猪苗代たばこ販売協同組合理事長 田原周三外五十六名
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六〇号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 新潟県柏崎市柏崎たばこ販売協同組合理事長 小林一男外十一名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三八七号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 北海道留萌市錦町一ノ
一〇〇留萌地方たばこ
販売協同組合理事長
石川武夫外五十八名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 堀 未治君
玄番新三外八十八名

第三八八号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 群馬県伊勢崎市南町一
五ノ一伊勢崎たばこ販
売協同組合理事長 鎌
塚芳五郎外六十三名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 野本 品吉君

第三八九号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 秋田県本荘市古雪町四
本荘たばこ販売協同組
合理事長 斎藤源太郎
外百七十三名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 松野 孝一君

第三九〇号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(六通)

請願者 山口県防府市大字三田
尻村四九三防府たばこ
販売協同組合理事長
石川武夫外五十八名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 江藤 智君

第三九一号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 徳島県麻植郡鴨島町四
〇六鴨島たばこ販売協
同組合理事長 近藤常
太郎外五名

第三九二号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 大分県中津市殿町一、
四〇一中津たばこ販売
協同組合理事長 松尾
酒造外二名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 後藤 義隆君

第三九三号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 熊本市花畑町七九ノ二
熊本たばこ販売協同組
合理事長 上妻善作外
二十五名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 内村 清次君

第三九四号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 熊本県阿蘇郡小国町宮
原一、七三〇小国たば
こ販売協同組合理事長
禿一生

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 森中 守義君

第三九五号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(二通)

請願者 大分県大野郡三重町三
重たばこ販売協同組合
理事長 三浦一郎外五
十三名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 矢嶋 三義君

第三九六号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(二通)

請願者 静岡県浜松市鳴江町
一、七七一ノ二八浜松
たばこ販売協同組合理
事長 河口順一郎外二
十五名

第四〇一〇号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 北海道浦河郡浦河町三
ノ六浦河地方たばこ販
売協同組合理事長 網
谷安治外百十三名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 堀 未治君 井川
伊平君

第四一〇号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 新潟県佐渡郡河原田町
八幡佐渡たばこ販売協
同組合内 本間常吉
重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 重政 庸徳君

第四一〇号 昭和三十四年十一月九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 宮崎県日向市上原町日
向たばこ販売協同組合
理事長 松本勝義外一
名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 平島 敏夫君

第四一二号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(三通)

請願者 秋田県大館市馬喰町大
館たばこ販売協同組合
理事長 平泉榮吉外六
十五名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 松野 孝一君

第四一三〇号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 北海道夕張市本町一ノ
七六夕張地方たばこ販
売協同組合内 幸村太
蔵外四十名

第四一三〇号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 北海道夕張市本町一ノ
七六夕張地方たばこ販
売協同組合内 幸村太
蔵外四十名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 堀 未治君

第四一三四号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 福島市春日町八一福島
たばこ販売協同組合理
事長 安藤賢吾外十二
名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 石原幹市郎君

第四一三五号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 埼玉県東松山市大字松
山四、二〇六東松山た
ばこ商業協同組合理事
長 内山正吉外八名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 上原 正吉君

第四一三六号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
(四通)

請願者 愛媛県上浮穴郡久万町

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じ
である。

紹介議員 上原 正吉君

第五部 大蔵委員会会議録第四号

昭和三十四年十一月二十六日【参議院】

一三九久万たばこ販売
協同組合理事長 染次
朝吉
紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四三七号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 大阪府岸和田市野田町二〇〇岸和田たばこ商業協同組合理事長 川口松太郎外十二名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四三八号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 大阪府堺市甲斐町西三ノ四堺たばこ商業協同組合理事長 田中保外四十名

紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四三九号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 愛知県刈谷市大字刈谷字飯池町二三刈谷たばこ販売協同組合理事長 市川鑑治外十一名

紹介議員 杉浦 武雄君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四四〇号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 岐阜市本郷町三ノ一六岐阜たばこ販売協同組合理事長 篠田郁次外九名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四四一号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 岐阜県益田郡金山町金山二、一〇八ノ五金山たばこ販売協同組合理事長 遠藤金之助外六十五名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四四二号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 静岡県加茂郡下田町下田たばこ販売協同組合理事長 平井平次郎外五十名

紹介議員 杉山 昌作君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四四三号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 茨城県水海道市宝町二、七六九水海道たばこ

（二二通）

（二二通）

こ販売協同組合理事長 瀬崎憲外五百三十六名
紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四四四号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 北海道釧路市末広町六ノ四釧路地方たばこ販売協同組合理事長 遠藤庄松外八十九名

紹介議員 堀 末治君 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四四五号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 山梨県富士吉田市上吉田三、八四五富士吉田たばこ商業協同組合理事長 羽田太平外八十一名

紹介議員 安田 敏雄君 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四四六号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 鹿児島県名瀬市金久大島たばこ販売協同組合理事長 星川武基外六名

（七通）

（七通）

紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四四七号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 鹿児島県大隅郡大隅町岩川大隅たばこ販売協同組合理事長 中馬浅逸外二名

紹介議員 高野 一夫君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四四八号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 栃木県足利市元学町八二八ノ五足利たばこ販売協同組合理事長 小林哲外二十五名

紹介議員 植竹 春彦君 湯澤三 千男君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四四九号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 島根県出雲市今市町出雲たばこ販売協同組合理事長 内藤善市外四十七名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四六七号 昭和三十四年十一月十日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 福井県小浜市伏原小浜たばこ販売協同組合理事長 欠野繁雄外三十八名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四六八号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 北海道苫小牧市大町四七苫小牧地方たばこ商業協同組合理事長 田畑耕作外十八名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四六九号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 宮崎県小林市小林たばこ販売協同組合理事長 林静二外一名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四七〇号 昭和三十四年十一月十日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 静岡県富士宮市大宮一、三四一富士宮たばこ

（三三通）

（三三通）

この販売協同組合理事長

望月誠一外十八名

紹介議員 杉山 昌作君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四八四号 昭和三十四年十一月十

一日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 福島県郡山市虎丸町一

一郡山たばこ販売協

同組合理事長 佐藤信

吉外二十三名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第四八五号 昭和三十四年十一月十

一日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(一通)

請願者 滋賀県長浜市高田町薄

ノ尾九四長浜たばこ商

業協同組合理事長 宮

川徳蔵外二十二名

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第五〇一号 昭和三十四年十一月十

一日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 岡山県井原市井原町井

原たばこ販売協同組合

理事長 鳥越関男外八

名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第五〇二号 昭和三十四年十一月十

一日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 静岡県三島市一、二六

四三島たばこ販売協同

組合理事長 一本孝一

郎外五名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第五〇三号 昭和三十四年十一月十

一日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

(七通)

請願者 岩手県花巻市吹張町一

五七花巻たばこ販売協

同組合理事長 小田島

清吉外百四十名

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第五〇四号 昭和三十四年十一月十

一日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 東京都中野区本町通り

三ノ三七中野たばこ商

業協同組合理事長 幕

内為五郎外二十名

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第五〇五号 昭和三十四年十一月十

一日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 新潟県長岡市新町四長

岡たばこ販売協同組合

理事長 小島作太郎外

六名

紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第五〇六号 昭和三十四年十一月十

一日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 北海道北見市とん田町

六三四ノ二北見地方た

ばこ販売協同組合理事

長 西川庸次郎外三十

六名

紹介議員 米田 敷君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第五二四号 昭和三十四年十一月十

二日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 富山県東礪波郡城端町

二二二城端たばこ販売

協同組合理事長 藤田

豊二外六名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第五二五号 昭和三十四年十一月十

二日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 東京都板橋区成増三板

橋たばこ商業協同組合

理事長 増田仙蔵外十

名

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第五二六号 昭和三十四年十一月十

二日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町越

中八尾たばこ販売協同

組合理事長 石黒文次

郎外十六名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第五二七号 昭和三十四年十一月十

二日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 兵庫県美方郡浜坂町浜

坂二、六六九浜坂たば

こ販売協同組合理事長

乾正外七十九名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第五二八号 昭和三十四年十一月十

二日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 千葉県安房郡鴨川町横

渚八九一鴨川たばこ商

業協同組合理事長 飯

沼六三郎外十三名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第五三四号 昭和三十四年十一月十

二日受理

たばこ販売手数料引上げに関する請願

請願者 群馬県前橋市清王寺町

二九八ノ五前橋たばこ

販売協同組合理事長

北田英一外二十二名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六二号 昭和三十四年十一月九

日受理

ゴルフ用品の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都文京区湯島天神

町一ノ二有賀ゴルフ内

全国ゴルフ用品商工連

合会内 有賀英雄

紹介議員 堀見 俊二君

ゴルフ用品に対する物品税は、昭和十

三年支那事変特別税法により課せられ

て以来若干の改正が行われ、昭和二十

六年一月一日以降八年八箇月は何等の

減税の恩恵に浴していないが、戦後十

四年わが国経済は一応安定し、国民生

活も逐次向上しているとき、昨今ゴル

フを保健上最も適したスポーツとして

始める人が急激に増加しつつあり、ゴ

ルフをしやしのたつてという時代はす

でに過去のものとなつていくから、ゴ

ルフ用具、部分品及び付属品に対

する物品税を撤廃せられたいとの請

願。

第五〇七号 昭和三十四年十一月十

一日受理

ビール税引下げに関する請願

請願者 東京都中央区銀座一ノ

三麦酒協会内 川村音

次郎君

紹介議員 森中 守義君

ビールは酒類が有量で三・三パーセ

ントに過ぎず、酒類の弊害を伴わない

理想的な保健飲料であるにもかかわら

ず他の大衆酒に比し不当に高率な酒

税を課せられているから、すみやかに

他の大衆酒と均衡ある合理的な税率に改め、少なくとも小売価格を百円とし大衆の負担軽減を図りたいとの請願。

第五三三号 昭和三十四年十一月十二日受理

国立療養所特別会計設置反対に関する請願

請願者 高知市木町一五七高知
県患者同盟会内 橋本
亘外五百二名
紹介議員 坂本 昭君

医学の進歩により結核による死亡率は、第七位に減少したが、昨年の実態調査によると、結核患者数は、全体的にはいまだ減少しておらず、今後、益々結核の根絶を計る必要性があるから、結核撲滅の中心的役割をになう国立療養所の営利化を目的とした特別会計制度の設置には反対であるとの請願。